

第47号議案

芦屋市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年9月6日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

スポーツ基本法の施行に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

芦屋市スポーツ振興審議会条例（昭和62年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

芦屋市スポーツ推進審議会条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、芦屋市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条中「スポーツ振興法第4条第4項及び第23条」を「スポーツ基本法第35条」に、「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に改める。

第3条第3項中「教育委員会が」の次に「委嘱又は」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

第8条の見出しを「（補則）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱又は任命されている芦屋市スポーツ振興審議会の委員である

者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の芦屋市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱又は任命されている芦屋市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「芦屋市スポーツ振興審議会」を「芦屋市スポーツ推進審議会」に改める。

参 照 1

芦屋市スポーツ振興審議会条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

スポーツ基本法の施行に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 題名の改正

条例名を「芦屋市スポーツ推進審議会条例」に改める。

(2) 審議会の設置に係る規定の整理（第1条関係）

審議会の名称を「芦屋市スポーツ推進審議会」に改め、設置の根拠の法律名を「スポーツ基本法」とする。

(3) 審議会の委員に係る規定の整理（第3条関係）

審議会の委員の範囲に「教育委員会が適当と認める者」を加える。

(4) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 経過措置

条例の施行の際現に委嘱又は任命されている芦屋市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、芦屋市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱又は任命されている芦屋市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

(3) 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

別表中の「芦屋市スポーツ振興審議会」の名称を「芦屋市スポーツ推進審議会」に改める。

スポーツ基本法抜粋

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(審議会等への諮問等)

第35条 国又は地方公共団体が第33条第3項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第9条第2項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第13条の規定による意見を聴くことを要しない。